

# 別 表

## 別 表

### 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月分の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月分の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 2 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0338$$

$$\beta = 0.0324$$

$$\gamma = 1.3547$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,500 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (37,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,500 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,500 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間                                | 燃料費調整単価適用期間         |
|-------------------------------------------|---------------------|
| 毎年1月1日から1月31日までの期間                        | その年の4月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年2月1日から2月28日までの期間<br>(閏年の場合は、2月29日までの期間) | その年の5月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年3月1日から3月31日までの期間                        | その年の6月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年4月1日から4月30日までの期間                        | その年の7月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年5月1日から5月31日までの期間                        | その年の8月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年6月1日から6月30日までの期間                        | その年の9月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年7月1日から7月31日までの期間                        | その年の10月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から8月31日までの期間                        | その年の11月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から9月30日までの期間                        | その年の12月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から10月31日までの期間                      | 翌年の1月分の料金に係る計量期間等   |
| 毎年11月1日から11月30日までの期間                      | 翌年の2月分の料金に係る計量期間等   |
| 毎年12月1日から12月31日までの期間                      | 翌年の3月分の料金に係る計量期間等   |

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、上限値をこえない範囲で、年度および燃料費調整単価適用期間ごとに設定し、その年度が開始する2ヵ月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。なお、基準単価の取扱いにおいて、年度とは、4月分から翌年の3月分の料金までの期間をいいます。ただし、2026年度においては、11月分から翌年の3月分の料金までの期間をいいます。

なお、上限値は次のとおりといたします。

|            |               |              |
|------------|---------------|--------------|
| 1キロワット時につき | 高圧で供給を受ける場合   | <b>64銭6厘</b> |
|            | 特別高圧で供給を受ける場合 | <b>63銭8厘</b> |

### (3) 燃料費調整単価等の通知

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

## 3 市場価格調整

### (1) 市場価格調整額の算定

#### イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における(イ)で定める調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格に(ロ)で定めるその平均市場価格算定期間および調整時間帯に対応する時間帯比率をそれぞれ乗じてえた値の合計といたします。

なお、平均市場価格および各平均市場価格算定期間における(イ)で定める調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 調整時間帯

各平均市場価格算定期間に対応する調整時間帯は、次のとおりとし、平日および土日祝日等ごとに設定いたします。なお、平日とは、土日祝日等以外の日とし、土日祝日等とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日といたします。

| 平均市場価格算定期間                      | 時間帯<br>1          | 時間帯<br>2           | 時間帯<br>3            | 時間帯<br>4            | 時間帯<br>5            |
|---------------------------------|-------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間     | 毎日 0 時から 8 時までの時間 | 毎日 8 時から 13 時までの時間 | 毎日 13 時から 17 時までの時間 | 毎日 17 時から 20 時までの時間 | 毎日 20 時から 24 時までの時間 |
| 毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間     |                   |                    |                     |                     |                     |
| 毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間     |                   |                    |                     |                     |                     |
| 毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間     |                   |                    |                     |                     |                     |
| 毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間     |                   |                    |                     |                     |                     |
| 毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間     |                   |                    |                     |                     |                     |
| 毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間     |                   |                    |                     |                     |                     |
| 毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間    |                   |                    |                     |                     |                     |
| 毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間   |                   |                    |                     |                     |                     |
| 毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間   | 毎日 0 時から 6 時までの時間 | 毎日 6 時から 10 時までの時間 | 毎日 10 時から 16 時までの時間 | 毎日 16 時から 20 時までの時間 |                     |
| 毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間 |                   |                    |                     |                     |                     |
| 翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間    |                   |                    |                     |                     |                     |

(ロ) 時間帯比率

各平均市場価格算定期間および(イ)で定める各調整時間帯に対応する時間帯比率は、次のとおりといたします。

a 平日

| 平均市場価格算定期間              | 時間帯<br>1 | 時間帯<br>2 | 時間帯<br>3 | 時間帯<br>4 | 時間帯<br>5 |
|-------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 毎年2月21日から3月20日までの期間     | 0.1670   | 0.2728   | 0.1744   | 0.1188   | 0.1131   |
| 毎年3月21日から4月20日までの期間     | 0.1442   | 0.2459   | 0.1871   | 0.1301   | 0.1153   |
| 毎年4月21日から5月20日までの期間     | 0.0952   | 0.2385   | 0.2183   | 0.1460   | 0.1131   |
| 毎年5月21日から6月20日までの期間     | 0.0522   | 0.2715   | 0.2781   | 0.1651   | 0.1059   |
| 毎年6月21日から7月20日までの期間     | 0.0296   | 0.2474   | 0.2664   | 0.1534   | 0.1036   |
| 毎年7月21日から8月20日までの期間     | 0.0067   | 0.2408   | 0.2940   | 0.1687   | 0.1026   |
| 毎年8月21日から9月20日までの期間     | 0.0027   | 0.2439   | 0.2973   | 0.1582   | 0.0719   |
| 毎年9月21日から10月20日までの期間    | 0.0582   | 0.2822   | 0.2841   | 0.1598   | 0.0950   |
| 毎年10月21日から11月20日までの期間   | 0.1236   | 0.2551   | 0.2130   | 0.1458   | 0.1059   |
| 毎年11月21日から12月20日までの期間   | 0.0698   | 0.1660   | 0.2704   | 0.1935   | 0.1236   |
| 毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間 | 0.0264   | 0.1762   | 0.2904   | 0.2029   | 0.1186   |
| 翌年の1月21日から2月20日までの期間    | 0.0584   | 0.1839   | 0.2757   | 0.1777   | 0.1170   |

b 土日祝日等

| 平均市場価格算定期間              | 時間帯<br>1 | 時間帯<br>2 | 時間帯<br>3 | 時間帯<br>4 | 時間帯<br>5 |
|-------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 毎年2月21日から3月20日までの期間     | 0.0472   | 0.0397   | 0.0164   | 0.0229   | 0.0277   |
| 毎年3月21日から4月20日までの期間     | 0.0586   | 0.0373   | 0.0208   | 0.0313   | 0.0294   |
| 毎年4月21日から5月20日までの期間     | 0.0232   | 0.0421   | 0.0414   | 0.0505   | 0.0317   |
| 毎年5月21日から6月20日までの期間     | 0.0143   | 0.0305   | 0.0326   | 0.0314   | 0.0184   |
| 毎年6月21日から7月20日までの期間     | 0.0039   | 0.0447   | 0.0667   | 0.0548   | 0.0295   |
| 毎年7月21日から8月20日までの期間     | 0.0003   | 0.0391   | 0.0682   | 0.0541   | 0.0255   |
| 毎年8月21日から9月20日までの期間     | 0.0007   | 0.0648   | 0.0770   | 0.0576   | 0.0259   |
| 毎年9月21日から10月20日までの期間    | 0.0053   | 0.0246   | 0.0373   | 0.0403   | 0.0132   |
| 毎年10月21日から11月20日までの期間   | 0.0361   | 0.0316   | 0.0268   | 0.0359   | 0.0262   |
| 毎年11月21日から12月20日までの期間   | 0.0393   | 0.0310   | 0.0319   | 0.0441   | 0.0304   |
| 毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間 | 0.0240   | 0.0303   | 0.0217   | 0.0590   | 0.0505   |
| 翌年の1月21日から2月20日までの期間    | 0.0277   | 0.0303   | 0.0470   | 0.0439   | 0.0384   |

ロ 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨



五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が10円82銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (10円82銭 - 平均市場価格) × (2)の調整係数

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が10円82銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 10円82銭) × (2)の調整係数

ハ 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

(イ) 高圧500キロワット未満の契約種別の場合

| 平均市場価格算定期間              | 市場価格調整単価適用期間        |
|-------------------------|---------------------|
| 毎年2月21日から3月20日までの期間     | その年の5月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年3月21日から4月20日までの期間     | その年の6月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年4月21日から5月20日までの期間     | その年の7月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年5月21日から6月20日までの期間     | その年の8月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年6月21日から7月20日までの期間     | その年の9月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年7月21日から8月20日までの期間     | その年の10月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月21日から9月20日までの期間     | その年の11月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月21日から10月20日までの期間    | その年の12月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月21日から11月20日までの期間   | 翌年の1月分の料金に係る計量期間等   |
| 毎年11月21日から12月20日までの期間   | 翌年の2月分の料金に係る計量期間等   |
| 毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間 | 翌年の3月分の料金に係る計量期間等   |
| 翌年の1月21日から2月20日までの期間    | 翌年の4月分の料金に係る計量期間等   |

(ロ) 高圧500キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合

| 平均市場価格算定期間                | 市場価格調整単価適用期間         |
|---------------------------|----------------------|
| 毎年 2 月21日から 3 月20日までの期間   | その年の 4 月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 3 月21日から 4 月20日までの期間   | その年の 5 月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 4 月21日から 5 月20日までの期間   | その年の 6 月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 5 月21日から 6 月20日までの期間   | その年の 7 月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 6 月21日から 7 月20日までの期間   | その年の 8 月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 7 月21日から 8 月20日までの期間   | その年の 9 月分の料金に係る計量期間等 |
| 毎年 8 月21日から 9 月20日までの期間   | その年の10月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年 9 月21日から10月20日までの期間    | その年の11月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年10月21日から11月20日までの期間     | その年の12月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年11月21日から12月20日までの期間     | 翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等  |
| 毎年12月21日から翌年の 1 月20日までの期間 | 翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等  |
| 翌年の 1 月21日から 2 月20日までの期間  | 翌年の 3 月分の料金に係る計量期間等  |

ニ 市場価格調整額

市場価格調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度および市場価格調整単価適用期間ごとに設定し、その年度が開始する 2 ヶ月前までに当社のホームページ等でお知らせいたします。なお、調整係数の取扱いにおいて、年度とは、高圧500キロワット未満の契約種別の場合は 5 月分から翌年の 4 月分の料金までの期間、高圧500キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合は 4 月分から翌年の 3 月分の料金までの期間といたします。ただし、2026 年度においては、高圧500キロワット未満の契約種別の場合は11月分から翌年の 4 月分の料金までの期間、高圧500キロワット以上および特別高圧の契約種別の場合は11月分から翌年の 3 月分の料金までの期間といたします。

なお、上限値は次のとおりといたします。

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 高圧500キロワット未満の契約種別の場合 | 0.499 |
| 高圧500キロワット以上の契約種別の場合 | 0.499 |
| 特別高圧の契約種別の場合         | 0.493 |

(3) 市場価格調整単価の通知

当社は、(1)ロによって算定された市場価格調整単価をお客さまにお知らせいたします。

## 4 契約電力等の算定方法

高圧で電気の供給を受ける主契約料金表の臨時電力および主契約料金表の農事用電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。



(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，契約負荷設備の入力をハ（この場合，1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）によって算定いたします。また，動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置（以下「試験用回路開閉器」といいます。）をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は二によって算定いたします。

イ 契約負荷設備のうち

|            |               |          |
|------------|---------------|----------|
| 最大の入力のものから | 最初の2台の入力につき   | 100パーセント |
|            | 次の2台の入力につき    | 95パーセント  |
|            | 上記以外のものの入力につき | 90パーセント  |

ただし，電灯または小型機器は，その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 最初の6キロワットにつき      | 100パーセント |
| 次の14キロワットにつき      | 90パーセント  |
| 次の30キロワットにつき      | 80パーセント  |
| 次の100キロワットにつき     | 70パーセント  |
| 次の150キロワットにつき     | 60パーセント  |
| 次の200キロワットにつき     | 50パーセント  |
| 500キロワットをこえる部分につき | 30パーセント  |

ハ 差込口の数と電気機器の数が異なる場合の取扱い

(イ) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(ロ) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

a 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

|          |           |
|----------|-----------|
| 1 差込口につき | 50ボルトアンペア |
|----------|-----------|

b a 以外の場合

|          |            |
|----------|------------|
| 1 差込口につき | 100ボルトアンペア |
|----------|------------|

## ニ 試験用回路開閉器を施設される場合の取扱い

- (イ) 交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトで負荷設備を使用される場合

$$\text{試験用回路開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (ロ) 交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトで負荷設備を使用される場合

$$\text{試験用回路開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

## (2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表 6〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 最初の50キロワットにつき     | 80パーセント |
| 次の50キロワットにつき      | 70パーセント |
| 次の200キロワットにつき     | 60パーセント |
| 次の300キロワットにつき     | 50パーセント |
| 600キロワットをこえる部分につき | 40パーセント |

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2 次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器  
ロ 2 次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器  
ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器を除きます。）  
ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

## 5 負荷設備の入力換算容量

### (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

#### イ けい光灯

$$\text{入力(ワット)} = \text{管灯の定格消費電力(ワット)} \times 125\text{パーセント}$$

ロ ネオン管灯

| 2次電圧（ボルト） | 換算容量（入力〔ワット〕） |
|-----------|---------------|
| 3,000     | 30            |
| 6,000     | 60            |
| 9,000     | 100           |
| 12,000    | 140           |
| 15,000    | 180           |

ハ スリムラインランプ

| 管の長さ（ミリメートル） | 換算容量（入力〔ワット〕） |
|--------------|---------------|
| 999以下        | 40            |
| 1,149以下      | 60            |
| 1,556以下      | 70            |
| 1,759以下      | 80            |
| 2,368以下      | 100           |

ニ 水銀灯

| 出力（ワット） | 換算容量（入力〔ワット〕） |
|---------|---------------|
| 40以下    | 50            |
| 60以下    | 70            |
| 80以下    | 90            |
| 100以下   | 130           |
| 125以下   | 145           |
| 200以下   | 230           |
| 250以下   | 270           |
| 300以下   | 325           |
| 400以下   | 435           |
| 700以下   | 735           |
| 1,000以下 | 1,005         |

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔ワット〕）は、換算率133.0パーセントを乗じたものといたします。

## ロ 3相誘導電動機

| 契約負荷設備  | 換算容量（入力〔キロワット〕）        |
|---------|------------------------|
| 低圧誘導電動機 | 出力（馬力） × 93.3パーセント     |
|         | 出力（キロワット） × 125.0パーセント |
| 高圧誘導電動機 | 出力（馬力） × 87.8パーセント     |
|         | 出力（キロワット） × 117.6パーセント |

### (3) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

### (4) そ の 他

イ (1)、(2)および(3)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

## 6 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合は、契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

### (1) ΔまたはY結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×3

### (2) V結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×2×0.866

### (3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合

群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）  
 －電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）  
 ＋電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）×2×0.866

## 7 日割計算の基本算式

(1) 基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

1月の該当料金 ×  $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$

ただし、18（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$  は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$  といたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。

- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の始期の属する月の日数といたします。

- (4) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、(1)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、当該一般送配電事業者等によって電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、当該一般送配電事業者等によって停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）  
大阪市北区中之島3丁目6番16号  
営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。